

ノルウェーの学校教育

— その概要、共通教育理念と後期中等教育制度 —

School Education in Norway

北 川 邦 一

KITAGAWA Kunikazu

はじめに

本稿は、主としてノルウェー政府諸機関の発行する英文文献に依って、同国の学校教育の概要、その教育改革における共通教育理念、及び後期中等教育制度についてまとめる¹⁾。

(一) 学校教育の概要²⁾

学校行政の責任は、小、中学校は市町村(municipalities)、後期中等教育(upper secondary education)は県(county)、大学は国が負っている。教育を管轄する国の機関は文部省である³⁾。1994年以来、社会の実情に沿うよう教育改革が進められている。

義務教育生徒の98.5%、後期中等教育レベル生徒の96.5%は公立学校に通っている。私立学校が認められており、国の補助金は私立学校の運営経費の小中学校で85%、後期中等教育レベルで75%、残りは授業料等によっている。

義務教育期間は、現在は9年間で就学年齢は7歳(1月から12月の間に7歳になる児童。新学期は8月)であるが、1997年8月からは就学年齢が6歳に引き下げられ10年間となる。小学校は6年間、中学校は3年間の課程であり、学校は週5日制、年間38週又は190日開校する。1学級の生徒数は、上限が小学校28名、中学校30名と定められているが、小規模校が多く、平均小学校18名、中学校22名となっている。教員1人当たりの生徒数平均は、小学校10名、中学校8.9名となっている(1993年)。

義務教育では、早い場合は第2学年から英語があり、第8、9学年では第二外国語(フランス語、ドイツ語、他)が選択科目としてある。

義務教育各学校は、親、生徒、教員その他職員の代表による調整委員会の援助を受け(assisted by coordinating committee)、校長によって運営される。同時に親、教員、生徒の各評議会(council)及び学級評議会がある。

学校時間外に7-10歳の子どもを預かるデイ・ケア・センターが91年に発足し、93-4年

ノルウェーの学校教育

には自治体の80%に設けられており、97年迄に100%に普及することが目ざされている。

16歳の約95%の者が義務教育終了後、なんらかの中等教育を引き続き受けている（93年で約21万人）。94年の教育改革によって、16-19歳の青少年に大学入学資格や職業資格につながる3年間の後期中等教育を受ける法的権利が保障された。障害者には5年間に拡大された。県は、学校制度の外にいるこの年齢グループの青少年をフォロー・アップする(follow up)責任を負う。後期中等教育学校では1つの学校で一般科目と職業科目の両方を教えている。後期中等教育学校の授業料は無料であるが教科書代等は生徒が負担する。後期中等教育学校教育修了者の約4割が高等教育へ進む。

高等教育機関としては、4つの大学と6つの大学レベルの「ユニヴァシティ・カレッジ」があり、これらの修業年限は4～7年である。この他に26の国立カレッジがある。これらの総学生数は93年で約16万人である。

成人教育については、1976年に制定された成人教育法によって政府は助成金を出している。92年、市町村が運営する初等及び前期中等教育レベルのコース及び県が運営する後期中等教育レベルのコースで約5万人、通信教育で約3万人が学んだ。この外に43の成人教育協会や通信教育機関が設けるコースがあり、それに93年、後期中等教育レベル7万人、高等教育レベル1万7500人を含む約60万人が参加した。又、正規の資格には結びつかないが17歳以上なら誰でも入学できる全寮制の民衆高等学校（フォーク・ハイスクール）がある。92年、84施設総計約7700人定員で宗教団体や独立の財団、県等によって設置運営されている。

以上のようなノルウェーの現行教育制度を定めている基本法規は次の諸法律である。

- ①Primary and Lower Secondary Education Act 初等及び前期中等教育法
- ②Act No.55 of 21 June 1974 Relating to Upper Secondary Education, As Subsequently Amended, Most Recently by Act No.90 of 11 June 1993
後期中等教育法
- ③Act No.13 of 23 May 1980 Relating to Vocational Training, As Subsequently Amended, Most Recently by Act No.85 of 11 June 1993 職業訓練法
- ④Act No.22 of 12 May 1995 Relating to Universities and Colleges 大学法
- ⑤Adult Education Act, 1976 成人教育法
- ⑥Folk High Schools Act 民衆高等学校法

なお、同国に言語的な少数集団(language minorities)としてサーメ(Sami)がおり、サーメ出身の子どもは第一言語又は第二言語としてサーメ語で授業を受けることができる。この選択はノルウェー語を話す子どもにも開かれている。現在1400人のサーメの生徒がサーメ語で授業を受けており、サーメ語による授業は多くの高等学校でも行われている⁴⁾。

(二) *CORE CURRICULUM* ——共通教育理念——

1994年以來のノルウェーの教育改革の一つの核心的な理念ないし精神を示す文書として『ノルウェーの初等、中等及び成人教育のためのコア・カリキュラム』(*Core Curriculum for Primary, Secondary and Adult Education in Norway*)⁵⁾が作成されている。

この基本的性格について、同国文部大臣はその前書きで次の旨、述べている。①この文書は「初等、中等及び高等教育において同時に大規模な改革が導入されるときに、成人教育を含めて諸水準の教育の結合を強調する観点をもって、教育課程の共通コアの共通の系統的叙述説明(a common formulation of the common core of the curriculum)をする」ものである。②文部省は、その設けた作業班の調査研究報告による提言と草案を受け、これを教育制度を統括する諸法⁶⁾の定める諸目的及び数年の論争を経て議会の承認を得た中央政策文書の諸原則によって検討して草案を作成した。③「本文書this documentの草案は広く配布され討論され、その文言(the text)は次に議会(Parliament)の最終的形式で提出される前に修正された。議会はそれ以上の変更を加えることなしに全面的同意を与えた。」④「それ故、この文書は様々な水準におけるそれぞれの教育課程及び主要な授業要目の発展に対して拘束力のある基礎(a binding foundation)、ノルウェー教育制度の共通コアを成している。」

この*Core Curriculum*は、その内容を見るとわが国で言う「カリキュラム」すなわち学習教育内容の区分とその順次的配列を示すものではなく、共通教育内容の核心とするべき理念ないし精神の説明をしているものである。

以下、この目次・構成を示しつつ、わが国の教育改革を念頭におくとき注目されるその内容の抄訳を示す。見出しは原文の目次の大項目、続く角括弧〔 〕内はその小項目である（見出しの（ ）付き数字番号および波下線による強調は北川が付した）。

序論

「社会は教育機会の平等が実現されるよう確保する責任がある。」（5頁）

(1) 精神的人間〔キリスト教的及び人間的価値。文化的遺産とアイデンティティ〕

「キリスト教的人間的価値は、異なる文化及び慣習に余地を提供しつつ寛容を要求し養う。これらは、法の支配並びに平等な政治参加及び討論の枠組みとしての民主的國家を強化する。……

キリスト教の信仰と伝統は私たちの歴史の深い流れを成している。…

私たちのキリスト教的人間的伝統は、平等、人権及び合理性をその前面に置く。

社会進歩は、理性と明察の中、人間の創造し評価し交流する(communicate)能力の中に探し求められる。

又、この織り合わされた伝統…… それは、無私で創造的な努力を鼓舞し誇り高くかつ礼儀正しく思いやりのある行動を励ます。

同時に、…若者は、道徳的基準が争いの源でありうること、しかし、又、それが変化を受け、省察と批判と対話を通じて社会関係と人間の相互作用に対する新しい型が創造され得ることをも理解しなければならない。

教育は、あらゆる人が平等に創られており人間の尊厳は不可侵であるという観点に基づくべきである。教育は、各人が独自のuniqueであるという信念、すなわち、各人はその固有の成長を育て(nourish his own growth)うること、及び、各個人の特徴は私たちの世界を豊かにし活気づけるという信念を確実なものにするべきである。」(7頁)

「個人のアイデンティティの発達は、継承した振る舞いの形式、行動の規準及び表現の型に慣れ親しむことを通じて生ずる。それ故、教育は学習者の全国的・地域的伝統——家族の歴史及び世界における文化の多様性に対する私たちの貢献である顕著な特徴——との親密性を努めて作りあげ深めるべきである。サーメの言語と文化は、ノルウェーと北欧諸国が保護する特別の責任を有しているこの共通の継承物の一部である。」(9頁)

「知的自由(intellectual freedom)は、他の観点を斟酌することallowanceを含むだけでなく、一つの立場をとること、たった一人ですべき信念、並びに、自分自身の信念に照らして考え行動する性格の強さを励ます。…

教育は、自己の権利の主張及び他者の権利の主張を決意すること、並びに、それらの侵犯に対して立ち上ることを発達させなければならない。」(10頁)

(2) **創造的人間** [創造的能力。3つの伝統(tradition)。判断についての批判的感覚。科学的方法と活動的民衆]

「過去の大小の業績は、前の時代の人類の事績に対する尊敬の念を吹き込むだけでなく、未来が開かれており今日の若者がその発意と想像によって未来を形づくることをも示す。私たちの文化的遺産は過去と同義語ではなく、むしろ創造的な過程であって、その過程では学校教育は小さからざる貢献者である。

その上、創造は学習を前提条件とする。…… 事実に基づく知識は、夢と想像と遊びに火をつけ、精神を異なった分野における共通のパターンの発見へと駆り立てる。

それゆえ、教育は、革新的労働、知的探究及び芸術的表現という人類の偉大な伝統の中で繰り広げられてきた過去の貢献を、そのようなものとして打ち立て論証しなければならない。(Education must build upon and demonstrate the contributions of the past …)」(11-12頁)

「教育は、継承した実践の更なる発展及び新しい知識の獲得に学習者自身が参加できるようなやり方で構成されなければならない。」(12頁)

「第一の伝統は、実践的労働及び経験を通じての学習に結びついている」(12頁)

「教育は、…… どのように現存の基準が試行錯誤によって継続的に改善されてきたかを伝えなければならない。(12頁)

「学習者は、論理と事実、経験、証拠と研究によって試される理論的發展を通して新しい知識が勝ち得られる諸学科 (subjects) において第二の伝統に出会う。それは言語、数学、社会科学、自然科学の学習において提供される。」「教育は、思考の訓練、推測、それらを概念的に検討すること、結論を引き出すこと、結論に達すること、観察と実験の訓練を必要としている。その副本(counterpart)は、議論、論争及び論証において自分自身を簡潔に表現する実践である。」(13頁)

「第三は、体と精神によって伝達され、美術と工芸の中、言語と文学の中、劇場、歌、音楽、舞踊と競技の中に埋め込まれている私たちの文化的伝統である。」(13頁)

「批判的な判断は、生活のあらゆる領域において求められる。…… 生活の多様な領域における批判的な判断は、明確な諸基準に対置する表現と実行を試みることによって発展させられるべきである。」(13-14頁)

「3つの伝統に共通しているのは、それらが創造すること及び経験することという人間の資質(gift)を融合することである。」(14頁)

「科学的思考と労働方法とにおける熟練 (skill) は3つの機能の訓練を要求する。

- 疑問に思い新しい問題をたてる能力(ability)
- 人が観察した現象に対する可能な説明を考案する能力
- 他人の説明をその源泉、経験あるいは観察によって試す能力」(14頁)

(3) **労働する人間** [技術と文化。学習と労働習慣。授業と個人のイニシャティブ。既知から未知へ。生徒に適合させた授業。全面的発達。教員と教育者の役割。授業能力と活動的学習。集団としての学習]

「教育は、学習者に労働の世界の多様性への覚醒と視野を与え、それへの活動的な参加に必要な知識と熟練を贈るべきである」(16頁)

「私たちの社会の幸福と全存在は高度な技術に基づいている。しかし、その同じ適用された科学と技術が破壊的な目的に使われ得る。……技術が統御されず、又は間違って使用されるときは、それは地球を使い尽くし次の世代の存在の基礎を破壊するかもしれない。

……私たちの技術的遺産(our technological heritage)をよく知ることは一般教育(general education)の不可欠な要素である。」(17頁)

「教育は、自分が選んで実践した結果を各個人がよく見ることによって学ぶことができるようにしなければならない。それゆえ実践的な労働と訓練は教育の重要で統合的な部分でなければならない。」(19頁)

「あらゆる教育実践的課題のうちで最も重要なことは、子どもたち若者たちに彼らが絶えず前進していることを伝え彼らが自分自身の能力(abilities)への確信を得るようにする

ことである。」(22頁)

「学校外の社会的条件を別にすると、学級間の違いは、教員が生徒の課業(work)を構成し、生徒の努力に対して指示と応答、支持と励ましを与える方法に大きくその原因がある。……等しく授業を受ける権利(right to equal schooling)は、各個の生徒が割り当てられている学校の学級からも独立でなければならない。」(23頁)

(4) 一般教養教育を受けた人間(the liberally-educated human being) [明確な知識と広いレファレンス・フレーム(specific knowledge and broad frames of reference)。専門化した社会における共通レファレンス(common references in a specialized society)。国際化と伝統の評価]

「学校教育は、多面的で全面的な一般教育を提供するべきであり、この一般教育は、広い視野と見通しを与え得る人間と社会と自然についての具体的な知識、生活の実践的社会的個人的な課題に対する方法と熟練、並びに、人々の協同を容易にし人々が共に暮らすことを豊かで魅力的なものにする特質と価値を備えたものでなければならない。」(25頁)

「教育においては、知識は、次第に物事の概観を把握し統一性を与えるよう、常によく配慮して選ばれたものでなければならない (In education, knowledge must always constitute a careful selection, presented in a progression to provide overview and create coherence.)。…教育課程は学習者が何をどんな秩序どんな水準でよく知っているかを確認したものでなければならない。」(26頁)

「情報を秩序づける知識が、学ぶことを学ぶため、又知らないものを把握するのに知っているものを用いるために求められている。

前後の脈絡、統一性と見通しを与えるためには学科と分野を超えて授業を計画し調整し、それら相互の関連が開かれより統合された理解が出現するようにすることが重要である。

このようなレファレンス・フレーム(frame of reference 照合機構)が全人民の共通の財産でなければならないということ、さもなければ能力の差異が社会的不平等の中で表面化し非民主主義的な力によって悪用されることを避けるためにまさしくその一般教育を統合する一つの部分(an integral part of the general education)でなければならないということは、人民啓蒙の中心的な信条である。

それゆえ、共通レファレンス・フレームと近代技術の熟知とが全集団に分有されて民主的参加のための条件における不一致を避けるようにすることは、必須である。」(26頁)

「このような共通のコンテキスト(contexts 文脈)、理解のためのレファレンスは、歴史的イベント [「4月10日」]、憲法の原理 [権力の分立]、古典文学 [「Peer Gynt」]、文化的慣用語 [「らくだと針の穴」]、あるいは天気図に用いられる記号等を含む。このような判読や解説、解釈や関係づけを容易にする共通照合点(common reference points)を有することを欠いては、人は自分自身国から疎遠になり得る。([] 書きは原

文による。－北川）

これらの頭上にかかるパラダイム(paradigm 理論の枠組み)の理解がなくては、通常の専門家でない市民がその生活に深く影響を及ぼす決定に参加することは不可能である。私たちの文化が専門化され技術的になればなるほど職業の境界を超えて意思伝達することは困難になるであろう。このように共通背景知識(common background knowledge)は民主的共同体の成員間の意思伝達の全国ネットワークの核心にある。それは、人が見、読み、聞くものを一つの共有の、口に出さない思考様式に結びつけることを可能にする共通レファレンス・フレームである。それは複合したメッセージを測ること、新しい思想、状況、課題を説明することを可能にする。」(26-28頁)

「教育は、この共通背景情報、すなわち、もし社会が民主的でその市民が主権者で在り続けるべきであるならばすべての人がよく知っていなければならない文化を伝えることにおいて指導的な役割を果たさなければならない。」(28頁)

「よい一般教育は、言語、伝統及び学習における地方の共同体からの共通の刻印を印象づけることによって国民的なアイデンティティと結束(national identity and solidarity)に寄与しなければならない。……新来者(newcomers)は、私たちの文化に暗黙のうちに含まれた特質が明らかにされ目に見えるようにされるとき、私たちの社会により容易に組み込まれる(incorporated)。」(29頁)

(5) **社会的人間** [多様化した仲間文化(diversified peer culture)。義務と責任。学校共同体からの社会的学習。学習のための広い文脈：仲間文化、父母参加及び地方共同体]

「今日では……若者は労働の世界における仕事(tasks)から大きく遠ざけられ、それに対する少しの責任又はそれに対する少しの統制しかもっていない。それに加えて、増大しつつあるマス・メディアに曝されていることが彼らを観客という受動的な役割におき、彼らを対立する見解や価値に曝している。

若者が学校外の実際の世界と接触することの狭隘化及びその結果としての大人との交流の減少が、しばしば内向的で内省的な仲間文化(peer culture)を悪化させている。……

……代理的経験の成分(the component of vicarious experience)が直接経験を犠牲にして増加してきた。

それゆえ、学校を社会的熟練の発達のための仕事の共同社会として開発することが重要である。学校は、学習者の活動が他の人々に対する結果をもたらすようにし、学習者が自分の決定の影響力(immpact)から学ぶことができるように構成されなければならない。」(30-31頁)

「各人は学習環境に関して、他人の必要への考慮と学習の尊重をお互いに示す責任がある。後の人生の良い機会としての各人の学校における毎日の立場は、争いや分裂が学級の雰囲気や学校を支配することが容認されると破壊されうる。全ての生徒は、秩序があり節

度のある条件のもとで教育を受ける権利をもっており、このことについてお互いに責任がある。」(31-32頁)

「両親はその子どもの養育と教育に第一次的な責任をもっている。これは学校に委せられるのでなく、学校と家庭の間での共同によって果たされなければならない。」(34頁)

(6) 環境を認識した人間(the environmentary-aware human being) [自然科学、生態学及び道徳。人間、環境及び利害の相克。自然の喜び]

「もし私たちが持続可能な開発を確保すべきであるとするならば、経済、生態及び技術の相互作用は、私たちの世代に、科学的、倫理的な一つの要求をするに違いない。この持続可能な開発は、私たちの自然環境によって、資源、技術水準及び社会条件によって、並びに、環境への配慮が優先されるときに生ずる衝突によって設定される制限をその出発点として受け取らなければならない。世界の開発は、生物圏が人間の活動の結果を吸収するように、政治的機関によって成長し得るコースに置かれなければならない。そして又、持続可能な開発は倫理的な要求をする。すなわち、もし持続可能な開発が実現可能であるならば、世界の貧しい人々との兄弟関係と団結が一つの推進原理でなければならないということである。それゆえ教育は自然における諸相互関係についての、及び、人間とその生息環境との相互作用についての広い認識を与えなければならない。」(36-38頁)

「教育は、身体活動における又自然の大いさにおける喜びの感覚、風景の描線の美しい国で季節の変化の中に生活することの感覚を燃えさせたせる(enkindle)べきである。」(38頁)

(7) 人格的に統合された人間(the integrated human being)

「教育による優れた教え(precept)は、より偉大な知識、方法と熟練を社会的な認識、倫理的な方向づけ及び美的感受性に結びつけることでなければならない。……

教育の究極の目的は、共通の善性に役立つような方法で、すなわち発達しつつある社会において人道性を育てるために、諸個人がその可能性を実現することを鼓吹することである。」(40頁)

(三) 後期中等教育改革

本節では、ノルウェー文部省著作『94年改革：私たちの解決策——1994年に開始されたノルウェーの後期中等教育改革』⁷⁾を縮約紹介して、この改革の問題と課題、解決策とそれによる利点として期待されている事項を示す。

(1) 従前の後期中等教育問題

この文書が従前「問題であったこと」として示しているのは、次の10の事項である。

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院・大手前ビジネス学院「研究集録」第16号（1996年）

- ①職業コースの地位が高等教育準備コースと比べて下がりつつあった。
- ②若者の相当の割合が労働資格も継続教育の機会もないままに離学(leave school)していた。彼らは基本的に非雇用に向かって訓練されていた。
- ③国の教育制度は学校教育を見習訓練制度(apprenticeship)と結びつけるものであるが、利用できる養成所(apprenticeships)があまりに少なすぎ、学校の職業訓練と産業との結合があまりに弱かった。
- ④地理的な不平等があった。
- ⑤社会的な不平等があった。
- ⑥専門化(specialize)が早すぎたため、あまりにも多くの者が間違った選択をしていた。すなわち、選択肢として100以上もの異なった基礎コース(foundation courses)又は当初登録コース(ports of entry 通関港)があった。
- ⑦職業教育を受けた後、カレッジ又は大学進学を希望した多くの者が杓子定規な(square)教育から再出発しなければならなかった。
- ⑧成人に対する教育機会が減少していた。
- ⑨恵まれない学生に対する制度的な援助がほとんど無く、ドロップ・アウトした者は、適切なフォロー・アップを受けていなかった。
- ⑩教育の内容と方法が未来の必要に適合していなかった。

(2) 課題

この改革案が「我々の課題(our challenges)」として示しているのは、次の10項目である。

- ①職業訓練の地位を向上させ、若者に魅力あるものにする。
- ②すべての若者と成人を適応させることができるような多様な教育機構を創り出し、彼らに正規の能力(formal competence)を与える。
- ③ドロップ・アウト問題の解決策を見出す。
- ④環境悪化の問題に対応する。
- ⑤国際化の課題に応える。
- ⑥マイクロチップから合成素材まであらゆる分野において知識が益々重要になっているという「知識革命」の結果を受容する。
- ⑦1994年に16歳で中等教育に入る人はほぼ2040年まで労働力として留まる。彼らを生涯持ちこたえさせる知識と能力が必要である。
- ⑧それゆえ、生徒と見習訓練生(apprentices)は、今日の労働市場に向けてだけでなく、まだ心に描かれていない(not yet envisaged)仕事に向けても教育されなければならない。
- ⑨生徒と見習訓練生は、生涯学習の用意をしなければならない。

⑩生徒と見習訓練生は、収入の多い雇用のためにだけでなく、自分達自身で新しい仕事を案出するため、企業家的視野(entrepreneurial outlook)を得るためにも訓練されなければならない。

(3) 解決策

この改革案が「私たちの解決策」として示している14項目の要点は、次のとおりである。

①16歳から19歳までのすべての者は、満3年の中等教育を受ける権利を与えられる。地方行政当局は、そのような教育を与える法規上の義務(statutory obligation)を有する。

②当初登録コースを100以上から13に引き下る。基礎コースのうちの3つは伝統的なギムナジウム(gymnasium)に相当し生徒を高等教育に準備させる。残りの10は職業コースである。すべてのコースがすべての地方(regions)で用意される(available)。

③すべての生徒は、後期中等教育に入るに当たって、自分が優先させる3つの選択のうちの1つが認められる権利を有する。

④生徒と見習訓練生は、基礎年の13種から第2年の約90種、第3年の200種の職業関連選択へとシステムを通過するに連れて次第に専門化(specialized)した選択に分かれる。

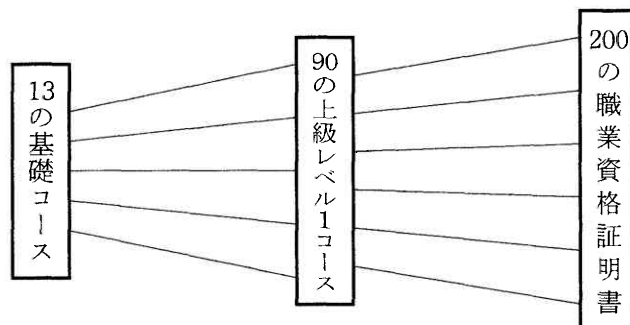
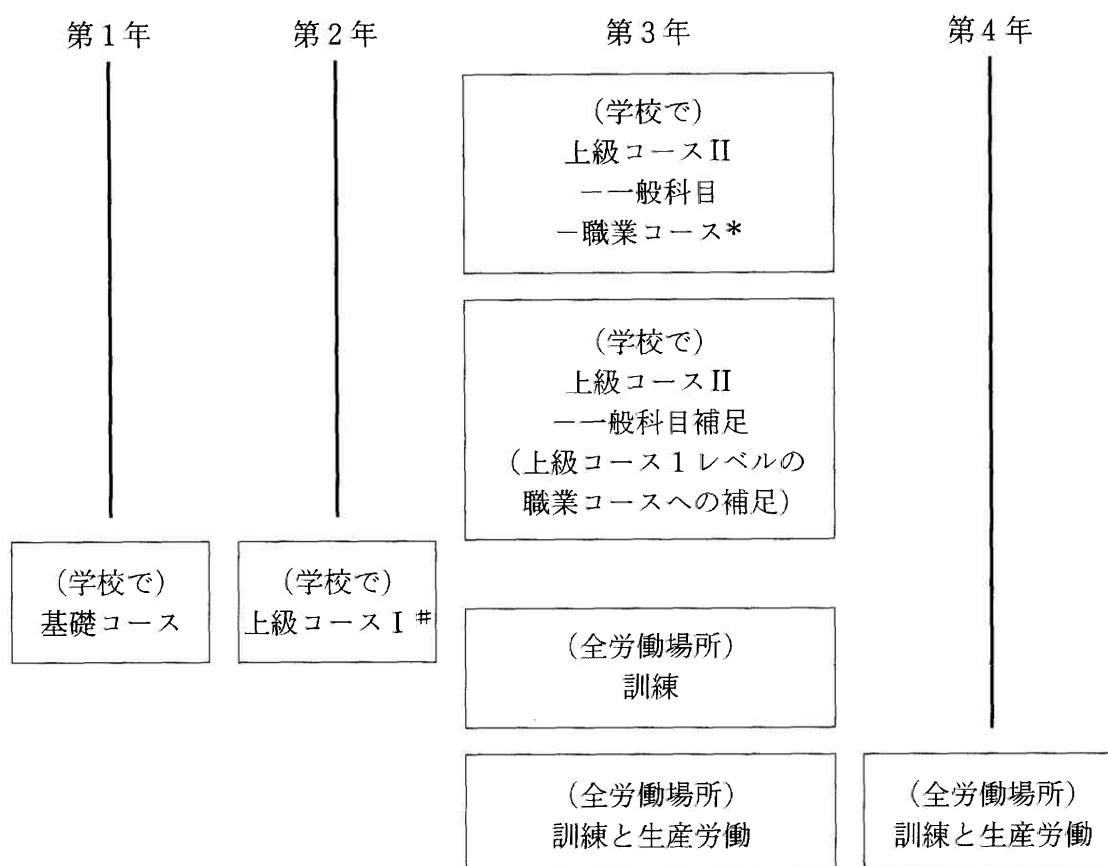


図 I 後期中等教育分化の概略

⑤新しい職業訓練の2元制度(dual system)における典型的な系統sequenceは、一つの学校で2年の教育を受け、1つの会社firmで見習訓練生として2年の訓練を受けることになる。後者の半分は正規の教育(formal education)であり、その他の半分については見習訓練生は支払を受ける。教育課程は、完全な系統として定められる。見習訓練生を引き受けている会社は、訓練の教育的部分に対して弁済を受ける。会社は、学校における1年の見習訓練費用に等しい金額を受け取る。

⑥後期中等教育の終わりに、生徒は高等教育のための免状(diploma for higher education)又は熟練労働者の資格証明書(certificate as a skilled worker)を授与される。

⑦一般教育(general education)は、職業訓練の統合的一部分であり、ノルウェー語、英語、数学、自然科学及び社会科学における共通コア・カリキュラムを含む。これらの履修単位は、見習訓練生が後になって高等教育に進もうとするときに算定される。



- * 学校における職業訓練コースは一般規則に対する例外である。
- # いくつかの業種における訓練構造は変則的に労働場所における上級コース I を伴う。

図 II 学校における学習と労働場所における訓練・生産労働

⑧一般教育課程における教材と学科内容(subject matter)は、例えば保健・社会保障の基礎コースの生徒は英語の授業で「盲腸」を、機械の基礎コースの生徒は「研磨機」という異なった語彙を学ぶなど、一定の範囲で生徒が学ぶ職業領域に応じたものとする。

⑨すべての生徒と見習訓練生は、いくつかの企業家的熟練(some entrepreneurial skills)を教えられる。

⑩恵まれない学生の必要に応じるよう特別の措置が取られる。

⑪ドロップ・アウトに対して法規による「フォロー・アップ」サービス制度をつくる。

⑫広い知識観を導入する。事実に関する知識、手の熟練、倫理的価値及び人格的特質(例えば、社会的能力、コミュニケーションの熟練、創造性)のすべてを重視する。

⑬社会と労働市場における未来の課題に応じるようすべての教育課程を見直す。

⑭よりよい教育機会が基準化された教育課程を通じて成人に提供され、地方当局は成人に適応したコースを提供する責任を負う。

ノルウェーの学校教育

(例：上級レベル I および II における電気業 Electrical Trades)

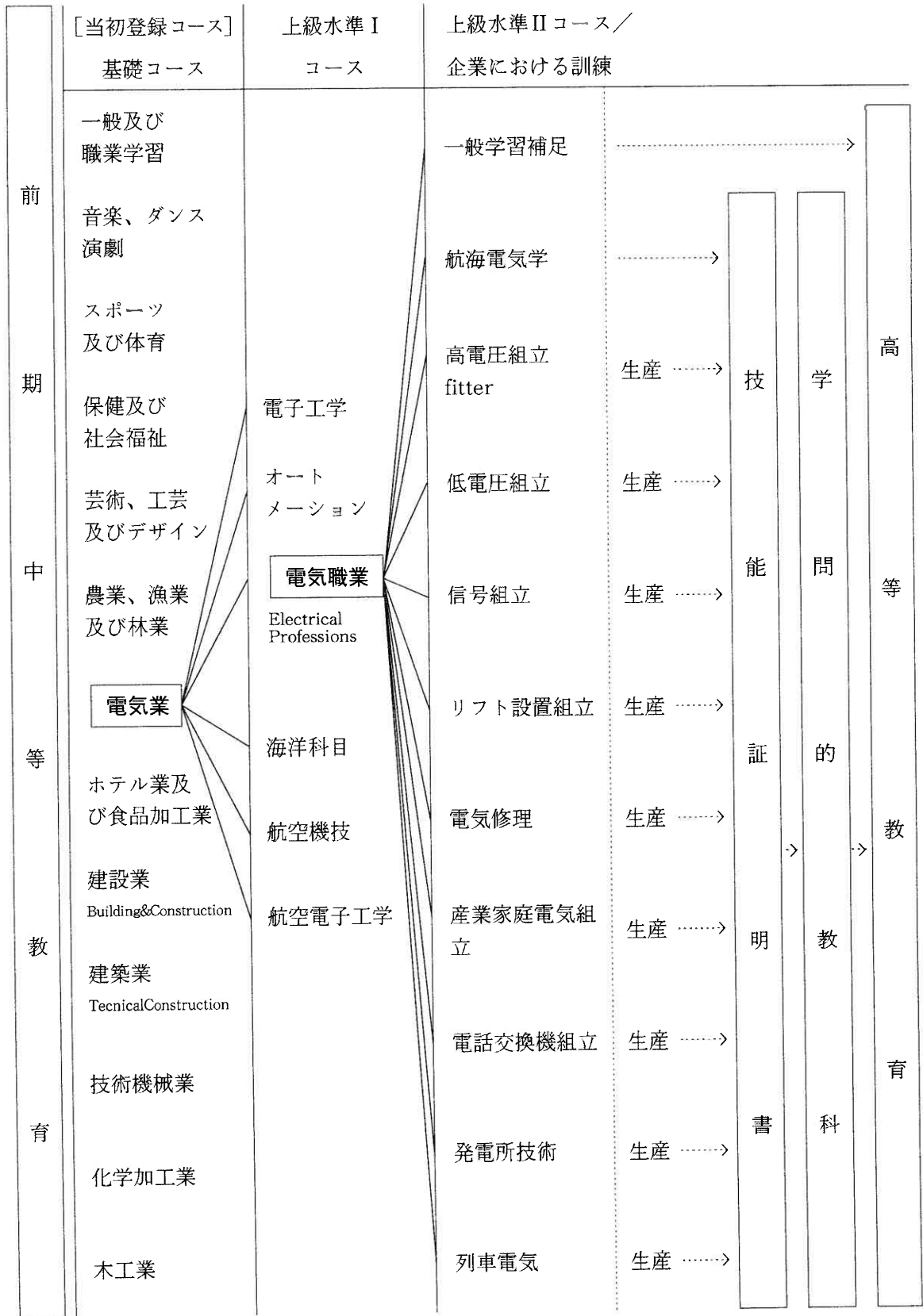


図 III 職業教育訓練の基本構造

（４） 解決策による利点(advantages)

この改革案がその改革による利点として挙げている内容の要点は次のとおりである。

「マクロ経済上の利点」

- ①非熟練又は無資格での後期中等教育離学の消滅。②全人口における高い資格水準の達成。
- ③職業資格についての全国的基準の形成とこれによる流動性の促進。④学校でのより広い知識、熟練、態度、現職教育でのより専門化した知識、熟練、態度という職業訓練の両特徴の兼備。⑤見習訓練期間を通じた実習環境における最新設備の利用。⑥労働力市場での需要供給の整合改善。⑦よりよい教育の質の確保。⑧若者の非雇用の減少。⑨才能の豊かでない人への機会の供与の改善。⑩雇用者組織及び被雇用者組織の教育・教育課程開発への能動的参加。⑪労働力の弾力性の増加。

「生徒と見習訓練生にとっての利点」

- ①すべての若者の正規の能力に達する後期中等教育を受ける権利の保障。②職業訓練と高等教育に至るコースへの等しい地位の付与。③職業訓練から高等教育へのアクセスの容易化。④学校から労働への移行の円滑化。⑤実務的課業に対する最新の教育課程によるより適切な理論的知識の確保。⑥認められる熟練に基づく、見習訓練生の地位と収入の獲得。⑦人格の発展、独立性及び責任の奨励。⑧年齢混合環境及び熟練した成人及び訓練中の若者との密接な相互交流に基づく、見習訓練生に対する動機づけのよりすぐれた環境の提供。⑨生涯学習に対する強固な基礎の確立。

「雇用者にとっての利点」

- ①あらゆる職種、業種における専門的熟練と態度を有する被雇用者の質、量の確保。②労働者が質がよく採用後直ちに生産に従事できること。③全国的基準と教育課程が採用決定に対してより強固な基礎を付与すること。④雇用者の組織と被雇用者の組織が教育内容について一つの影響力を有すること。

「教育当局にとっての利点」

- ①経済的資源のよりよい使用。②正規の学校と見習訓練制度とに基づく2元制度の確立。③学校教員と産業指導員との協同の達成。④教員及び指導員の熟練の系統的最新化。

（四） 職業訓練制度

上記に見られる、ノルウェーの学校と労働場所とにおける2元的な後期中等教育・訓練制度は、わが国を基準に考えれば、非常に特徴的に思われる。この2元制度の一方の職業訓練制度を定めている「職業訓練法」の要点部分を次に示す。同法は、全文24ヶ条、英文ではA 4判14頁の分量である。

職業訓練に関する1980年5月23日の法律第13号

(最近改正：1993年6月11日法律第85号)⁸⁾

(抄)

第1節 本法の適用範囲

第1条 本法の関与事項

この法律は職業訓練に関して定める。この法律は、この法律の下での職業及び見習訓練生、学校生徒及び正規の訓練を受けていないがその知識についての証明を得たいと望む志望者の就職又は職人試験(journeyman's examination)に関して定める。

②又、この法律は、見習訓練生及び訓練施設(training establishment)の権利義務、訓練の計画と実行における雇用者及び被雇用者の団体の協同、並びに職業訓練の助成に関する県及び国の責任について定める。(○で囲む項番号は北川が付した。以下、同様)

③後期中等教育に関する1974年6月21日の法律第55号は、学校において行われる職業教育に適用する。

第1条 a. 基本目的

この法律は、工芸、職業(profession)及び社会に関する能力、理解及び責任を開発すること、継続教育の基礎を与えること、並びに見習訓練生の人間的発達を援助することを目的とする。

②職業訓練は、基礎的なキリスト的及び人間的価値、わが国の文化的遺産、民主主義的理想及び科学的思想と方法についての認識と理解を増大させなければならない。

③職業訓練は、人間の平等と平等な権利、知的自由と寛容、生態学的理解と国際的協同責任を促進しなければならない。

第1条 b. 訓練の組織(機構)

訓練は一般に職人試験を通じて訓練を受ける者に職業資格(vocational qualification)を与えなければならない。

②この法律に応じる訓練の基準モデルは、見習訓練生が後記中等教育学校において基礎コース(foundation course)及び上級コースI(advanced course I)終了の後、訓練施設において行われる全日制1年間の訓練である。訓練施設における訓練は生産労働と結合されることがあり、その場合は訓練期間は2年に延長されることがある。

③県が訓練施設で行われる訓練を提供できない場合は、訓練の最終段階も学校で行われなければならない。

第2条 この法律の下における職業

省は、その発意又は所轄部門における団体賃金協定当事者によって提出された提案及び職業訓練全国評議会(National Council for Vocational Training)の助言に基づいて、ある領域の労働又は職業がこの法律の下に含まれなければならないことを決定する。

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院・大手前ビジネス学院「研究集録」第16号（1996年）

②ある職業がこの法律の下に含まれるべきでなくなる場合の決定も同様とする。

第2節 見習訓練生及びその要件

第3条 見習訓練生の定義

この法律による見習訓練生とは、第1条bの規定にしたがって就業するため又は職人資格を得るためにこの法律の下にある職業(trade)における見習訓練契約をした者である。

②県職業訓練委員会(county vocational training board)は、委員会が県の代理として協定を結んだ相手方の訓練施設に生徒を配置する準備をする。大臣はこの手続に関する規程を定める。

第3節 監督及び管理

第5条 職業訓練全国評議会

職業訓練全国評議会は、国王によって任命される。この評議会は大臣に助言し、この法律によって与えられた事務を遂行し、率先して職業訓練を推進する。評議会は雇用者の組織、被雇用者組織及び省の代表を含むものとする。その成員の過半数は、雇用者及び被雇用者の同数代表からなる労働共同体(the working community)を代表するものとする。省は評議会の構成と職務について定める。

第6条 職業訓練評議会(Vocational training councils)

各職業又は職業分野は職業訓練評議会と提携するものとする(Each trade or trade area shall be affiliated to a vocational training council.)。大臣は、職業訓練全国評議会の助言に基づいて、職業訓練評議会の設立、その人数規模、その技術的視野(technical scope)及びその活動の管理規則を定める。この規則は、職業訓練評議会の事務局及びその機能に関する規定を含む。

②職業訓練評議会は、団体賃金協定の当事者によって提案された雇用者及び被雇用者を代表する同数の成員を含むものとする。

職業訓練評議会は、又、訓練計画の内容及び機能に広い知識を有する成員を含むものとするが、雇用人及び被雇用人の代表が委員の過半数でなければならない。

④職業訓練評議会は、その職業に関する問題についての県の職業訓練委員会の決定に対する苦情処理機関である。

省は、職業訓練評議会の決定に対する苦情処理機関である。

第4節 見習訓練契約。訓練施設及び見習訓練生の権利及び義務

第10条 仮見習訓練及び見習訓練契約

①書面による契約が訓練施設と見習訓練生との間で見習訓練の始めに記入されるものとする。

第11条 訓練施設の権利と義務

1. 訓練は定められた教育課程にしたがって行なわれなければならない。……

2. ……見習訓練生の労働時間とあらゆる学校時間(any school hours)は、合わせてその職業における他の労働者に適応されている労働時間を超えてはならない。

第12条 見習訓練生の権利と義務

1. 見習訓練生は、理論的訓練を補足するため職場を離れる権利を含め、教育課程に定められた訓練を受ける資格がある。

2. 見習訓練生は訓練計画の目標を能動的に遂行し、よい労働環境と協同のためのよい条件の創造に寄与しなければならない。

3. 見習訓練生は、見習訓練期間の終りに最も近い日に行なわれる試験に出席しなければならない。

第13条 関連する学校授業及び職業試験の理論的部分

教育課程で修得すべき理論と職業試験の理論部分は、通常は(normally)基礎コースと上級コースIの完成と相応している。

第16条 見習訓練契約の解約

見習訓練契約は、訓練施設から県を代表する県職業訓練委員会への書面による通知がされた後、当事者の合意によって解約することができる。

②次の場合、契約は、県職業訓練委員会によって代表される県の承認を得て、訓練施設又は見習訓練生のどちらか一方のみによって解約することができる。

1. 当事者の他方に労働における義務の重大な違反がある場合。
2. 見習訓練生又は訓練施設が見習訓練を継続する能力がないことが明白な場合。
3. 契約期間の終りまで見習訓練を続けることが自分にとって過度に不適切であるというところを見習訓練生が書面で表明する場合。

第17条 勤務条件

見習訓練生は訓練施設の被雇用者であり、その権利と義務は法規と賃金協定によって生ずる。

(五) 後期中等教育生徒の権利及び生徒の自治、 大学の管理運営への学生参加

本節では、ノルウェーにおける学校の管理運営への後期中等教育生徒の参加及び生徒自治の法的保障及びそれに関する生徒指導方針、並びに、大学等の管理運営への学生参加の制度の要点を示す。

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院・大手前ビジネス学院「研究集録」第16号（1996年）

（1）後期中等教育生徒の学校管理運営への参加、権利及び自治の保障

ノルウェーにおける「後期中等教育(upper secondary education)」は、「前期中等教育（義務教育である一北川）と高等教育の間のあらゆる教育及び訓練(education and training)」を指して言われている⁹⁾。これに関する法律の抄訳を示す。93年、前記の職業訓練法と同日に改正されたものである。

後期中等教育に関する1974年6月21日の法律第55号

（最近改正：1993年6月11日法律第90号）¹⁰⁾

第15条 学習環境及び生徒の権利と義務

生徒は、教育課程に定められた教育を受ける権利を有する。又、生徒は教育計画 educational programmeの目標を達成するために積極的に教育計画に参加する義務を負う。

県における生徒代表は、理事会(board)の会議で、職員(employees)が会議に出席し発言する権利と同じ、出席し発言する権利を有する（県及び市町村に関する1992年9月25日の法律第107号第26条、参照。）。

第16条 生徒の退学処分

生徒が重大な違反又は大きな怠慢の罪を有する(guilty)時は、最終的には退学処分(expulsion)にされうる。

退学処分の決定がされる前には生徒に釈明の機会が与えられなければならない。

第27条 学校委員会(School Committee)

各学校には、職員及び県の代表及び2名の生徒代表による学校委員会を置かなければならない。

校長は、この委員会の成員でありかつ書記であり、会議に出席し意見を述べ委員会に提案する権利を有する。

委員会はその学校に関するあらゆる事項について意見を表明する権利を有する。

県は、委員会を学校理事会に任命することができる(The county may appoint the committee to be the board of the school)。

県が学校委員会の外に学校理事会を任命する場合は、地方自治法(Local Government Act)第11条により生徒は理事会にその成員として少なくとも2名の代表を有しなければならない。

省は学校委員会の任務(function)に関してより詳細な規則を定めることができる。

第31条 生徒評議会及び生徒総会(Pupils' Council and General Meeting)

各学校は、少なくとも生徒20人に1人以上の成員による生徒評議会を置かなければならない。生徒評議会は、その議長及び副議長を選ぶ。

生徒評議会又は5分の1の生徒の要求により全生徒の生徒総会を学校で行うことができる。

生徒評議会の選挙は、書面の秘密投票により行われる。

生徒評議会は、生徒の学習条件及び福祉に関する事項を扱う。

省は、生徒評議会の任務に関する規則を定めることができる。

第34条 子ども福祉機関に情報を提供する義務

この法律の下に働く職員は、その義務を遂行するに当たって児童福祉機関の活動を必要とする条件に留意しなければならない。

守秘義務に関わらず、職員は、子どもが家庭において虐待されているとき若しくはその他適切な保護を与える上で間違ったやり方のおかれていると信ずる根拠があるときは子ども福祉に関する法律第4-10、第4-11及び第4-12条により、又は、子どもが重大な行動上の混乱を示したときは、同法第4-24条により、自己の発意で子ども福祉機関に通告しなければならない。職員は、又、子ども福祉に関する法律の定める責任機関の要求に応じてこのような情報を提供する責任を負う。

(2) 生徒の『手引き』(The Guide)

ノルウェーの国立教育資源センター(The National Centre for Educational Resources)が1994年発行した『手引き』(The Guide)¹¹⁾は、次に示す「まえがき」及び目次から判るように後期中等教育生徒の学校生活全面に及ぶ手引き書である。

まえがき(抄)

『手引き』はあなたたちの進路を助けるために作られました。これを読めば、どのようにすれば責任を確信して自分自身の学習ができるようになってゆけるか、どのようにすればあなたやクラス・メートが学級の学習で積極的役割を果たせるかがわかるでしょう。学級代表がどういうものであるかも理解できるでしょう。

目次

第I部 学習という仕事 (job of learning)	
単元1 動機づけ—計画—責任—学習	9頁
単元2 教育課程の目標から学習へ	15頁
単元3 評価	27頁
単元4 学習の組織的枠組み	31頁
第II部 学級代表	
導入	37頁
学級代表選出の仕方	37頁
生徒評議会の成員としての学級代表	37頁
学級代表は紛争にどのように応ずるべきか	37頁
ほかに何を取り上げることができるか	39頁
生徒評議会 (The student council)	39頁
生徒評議会の義務	39頁
生徒評議会執行部の成員とその義務	40頁
生徒評議会の議長が留意すべきこと	44頁

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院・大手前ビジネス学院「研究集録」第16号（1996年）

この中で生徒の自治や権利、学校の管理運営への参加を奨励している記述を以下に示す。

第1部第4節 学習をとりまく組織的枠組み

学級評議会(class council)

学級評議会はそのクラスの全生徒から成り、例えば生徒評議会(student council)に生徒の意見が求められて報告が提出される前に生徒が諸事項を討論することができる場forumである。学級評議会は、学習環境や学級などその学級だけの諸事項も扱うことができる。……議長は通常は学級代表を務める。

学級全体会議(class general meeting)

学級全体会議、あるいは学級時間は、多くの学校で導入されている。

生徒、教員、及び管理者(administrators)が会する会議である。

学級時間は学習計画作成や学習方法討論にも充てられる。学校によっては、自由時間に学級全体会議を予定として組み込んでいる。

生徒評議会

生徒評議会は、学校評価あるいは学習及び教育行政に関するその他の問題を討論することができる。生徒評議会は、生徒が学級代表を通じて又は直接に生徒評議会の執行部に諸問題を提出するならば最も良く機能する。

第2部学級代表(class representative)

生徒評議会の成員としての学級代表

生徒評議会では取り上げられる問題をその会合の前に、例えば学級全員会議や自由時間に学級で討論しておくことが重要である。

生徒評議会が『手引き』(*The Guide*)に沿って活動できる次のようなやり方がある。

●学年の始めに各学級は生徒評議会が勧告した線に沿って様々な教員の冊子(booklet)の使い方を討論することができる。学校は冊子の使い方に関する全面的な計画をもっているかも知れない。その場合にはあなたたちはその計画を討論しなければならない(should discuss)。もしそのような計画がないなら生徒評議会は計画が作られるよう提案してその仕事に参加することができるだろう。

生徒評議会執行部の成員とその義務

全生徒は生徒評議会執行部の選挙に立候補することができる。

生徒評議会執行部は、生徒評議会の効果的な活動及び日々生徒評議会の前に置かれる問題を処理することに責任を負う。

生徒評議会をどれだけの回数するかは評議会自体が決めることである。しかし、多くの場合、取り上げて欲しい問題をいつ出すべきかわかるように、週に1度決まった曜日に会議をすることが都合がよい。

(生徒評議会執行部には、会長、副会長、書記、会計、その他の役員が置かれる。—北川)

総会(general meetings)

生徒評議会は総会が定期的に開催されるよう準備しなければならない。

事務所と当番名簿

生徒評議会は生徒が評議会委員と会えるように事務所をもち、事務所を開いている時間と当番を決めるべきである。

(3) 大学の管理運営への学生参加

以下に示す法規に見られるように、ノルウェーでは、国立カレッジ以上の高等教育機関の理事会、評議会への学生代表参加が保障されている。なお、これらの学校では、日本の学部等に当たるとされる“Departments”の運営委員会(Steering Committee)にも学生代表が15-20%の委員構成比率で参加することとされている(下記法律12条1項、13条1項・4項)。

大学及びユニヴァシティ・カレッジに関する法律(1995年5月12日 法律第22号)¹²⁾

(抄)

第1条 この法律の適用施設

1. この法律は、大学(universities)…、ユニヴァシティ・カレッジ(university colleges)…、国立カレッジ(state colleges)……に適用される。(省略部分に8つの大学、6つのユニヴァシティ・カレッジ、26の国立カレッジの名称が列挙されている—北川)

第3条 主たる管理機関

1. 各施設は、大学理事会(board)又はカレッジ理事会によって管理される。

第4条 理事会の義務

1. 理事会は、施設の最高管理運営機関であり、……(以下、略)。

第6条 理事会の構成

1. 理事会は、9、11、又は13名で構成される。

2. その成員は、総長、副総長、2乃至5名のアカデミック・スタッフからの選出代表、1乃至2名の技術職員及び管理職員からの選出代表、2乃至3名の学生からの選出代表、2乃至4名の学外者による。

3. 理事会はその成員の過半数がその施設のアカデミック・スタッフのみ、又はアカデミック・スタッフと学生でなければならない。

第7条 大学又はカレッジ評議会の義務

1. 大学又はカレッジ評議会(council)は、大学等の活動の基本方針に関する事項又はそれに関連して生ずる原理的な重要問題について理事会に助言をする。……

5. 評議会の会議は公開である。但し、個人のプライバシーを守るため又は施設の運営の利益に関わる場合は単純多数により秘密会にすることができる。……

第8条 大学又はカレッジ評議会の構成

1. 大学又はカレッジ評議会は、第4項に定める場合を除いて、少なくとも15名で構成される。その人数配分は次のとおりである。

- | | |
|-----------------|--------|
| a. 常任アカデミック職員 | 51-60% |
| b. 臨時指名アカデミック職員 | 0-10% |
| c. 技術・管理職員 | 5-25% |
| d. 学生 | 15-30% |

第11条 理事会及び評議会の選挙

2. 理事会及び評議会の学生成員及びその補欠は、1年の任期で選ばれる。

おわりに

以上、①成人教育や少数言語教育重視を含むノルウェーの教育の概要、②その改革における一般教育重視の基本理念、③学校と労働場所において一般教育と専門教育とを共に保障しようとする2元制度による後期中等制度改革、④その2元制度の一方としての職業訓練制度、⑤学校の管理運営への生徒・学生の参加の制度的保障と後期中等教育生徒の自治育成方針、等を見てきた。

以上のような理念や方針、制度等が、ノルウェーで国をあげて追求されているという事実は、わが国の教育改革においても、これらに含まれている価値ある内容を創造的に適用・発展させることの重要性を改めて考えさせる。

今後、教育実態や教授学習内容、教育課程、子どもや親の権利保障なども含めて、ノルウェーの教育についての知識と理解をさらに深める機会を求めてゆきたい。

出典（《 》内は便宜上の和文略称）

- ①ノルウェー大使館発行 ノルウェー Infoumation No.3/95「ノルウェーの教育制度」、和文A4判1枚表裏2頁。
- ②Norway Ministry of Education, Research and Church Affaires, *Education in Norway*, Oslo:May 1994, 12 pages, A4 format. 《ノルウェーの教育》
- ③the same as above, *Core Curriculum for Primary, Secondary and Adult Education in Norway*, Oslo:1994, 42 pages, 《コア・カリキュラム》
- ④the same as above, *Reform '94; This is our solution-The Reform of Upper Secondary Education in Norway Started in August 1994*, Oslo:November 1994, 10 pages, 《後期中等教育改革》

- ⑤ *Act No.13 of 23 May 1980 Relating to Vocational Training, As Subsequently Amended, Most Recently by Act No.85 of 11 June 1993*, English Translation by the same Ministry as above, 24 august 1994. 《職業訓練法》
- ⑥ *Act No.55 of 21 June 1974 Relating to Upper Secondary Education, As Subsequently Amended, most Recently by Act No.90 of 11 June 1993*, English Translation by the same as above, 24 august 1994. 《後期中等教育法》
- ⑦ The National Centre for Educational Resources, *The Guide*, Oslo:1994. 48 pages. 《手引き》
- ⑧ *Act no.22 of May 1995 Relating to Universities and Colleges*, English Translation by the same Ministry as above. 《大学法》

注

1) ノルウェーの概要と特徴の若干を記しておく。

[国土] ノルウェイ (Norge又はNoreg) は、正式国名ノルウェー王国 Kongeriket Norge、94年現在人口約430万人、領土面積約38万7000km、概ね北緯56°~72°東経5°~31°スカンディナ비아半島の北西部に位置している。国土は、その1/3は北極圏内にあり、山岳地帯が多く耕作面積は約3%である。スカンディナ비아山脈による長い国境線によって半島南東部のスウェーデンと隣接している。首都オスロ (Oslo) は、人口約48万人、北緯60°東経11°、1日の平均気温は年間平均で5.7℃、最寒1月の平均気温-4.3℃、最暖7月17.3℃である (東京書籍編集部『世界各国要覧』1995年及びDominique et Michèle FRÉMY, *Quid 1996*, Paris:Éditions Robert Laffont,1995, p.1268、参照)。

[歴史] ノルウェーは1380年のデンマークとの同君連合の成立以降デンマークに支配されていたが、1814年、スウェーデン支配下に移された。この下でノルウェーは形の上では独立国としてスウェーデンと同君連合をなし、ノルウェー独自の憲法・議会・政府の維持を認められ、外交と軍事が共同の名目でスウェーデン側に握られていた。この「エイツヴォル憲法」の下で、ノルウェー議会は1884年にはスウェーデン国王に任命されるノルウェー政

府を完全に支配下におくようになり、また議院内閣制・普通選挙・地方議会における婦人参政権の導入などを行なった。しかし、ノルウェーの海運業と漁業が発展し外交権を持たない不利益が顕著になり、1890年頃からノルウェー側とスウェーデン側の対立と交渉が進行した。結局、1905年ノルウェーの国民投票のはぼ2千対1による結果に基づく独立表明を経て同年9月のカールスタッド協定による円満な連合解消が成立しノルウェーは独立した。(百瀬宏・村井誠人監修『北欧』1996年・新潮社、63-64頁・本間晴樹執筆及び355-358頁「北欧史略年表」)。

[言語] 公用語にはボークモール (bokmaal. rikusumaalともいう) とニーノシュク (ny-norsk) がある。前者は80-85%の人に教えられている第一言語であり、デンマーク語をノルウェー語の発音に合わせて変化させたものでかつて400年間は唯一の公用語であった。後者が公用語として新しいが前者に代わる傾向はなく二者が併存している。後者は、デンマークによる征服の以前から日常的に話されていた言語を引き継いだものであり (以上、*Quid 1966*、前掲頁)、非デンマーク的なノルウェー語を確立しようとする運動によって各地で使われていた方言を採取してつくられたもので1885年に国会で公用語として承認され

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院・大手前ビジネス学院「研究集録」第16号（1996年）

た。この両言語の問題は「あくまで書き言葉の問題」であり「東京弁と大阪弁を正書法に採用しているような」ことだと言われる（岡本健志・『北欧』74頁）。

[政治経済] 第二次世界大戦でノルウェー（以下、本注ではNと略記）は、1940年4月、ナチスドイツの奇襲攻撃を受け大戦終結まで本土はドイツに占領され、ロンドンの亡命政権と国内戦線によるレジスタンスを展開した。戦後、45年に国連、49年にNATOに加盟した。東西対立の中でNはデンマーク（以下、D）とともに、NATO加盟に際して「自国領に外国軍基地を設置しない」という特別項目を付ける（しかしのちNATO軍を置くことになった。）、62年には自国領に核兵器を置かない宣言をする等独自の安全保障を追求してきた。北欧諸国、すなわちN、Dとともに、スウェーデン、フィンランド、アイスランド（以下、S、F、Iと略記）は、53年各国国会議員による「北欧会議」を形成（Fは56年加盟）、60年「ヨーロッパ自由貿易連合」EFTAに加入（Fは準加入）、64年「国連待機軍」を創設（Iは不参加）、72年「北欧閣僚会議」を設置するなど国際政治経済において一定の北欧独自の共通性を追求してきた。

EU加盟問題での各国国民投票では、Dが92年否決・93年再投票で可決、94年S、Fが可決したが、ノルウェーは72年EC加入否決に引き継ぎ94年EU加盟を否決した。「EUという特権階級よりも、残りの世界の人々と手をつなぐ」というのが加盟反対派のスローガンであったが、その裏付けには69年に北海油田が発見されその採掘量1日280万バレル、天然ガス採掘年間600-700バレルによる経済の安定があると言われる（以上、前掲百瀬編『北欧』85-118頁、武田龍夫『物語北欧の歴史』1993年・中央公論社・190-197・221-230頁、大島美穂ほか『環バルト海』95年岩波書店・153-167頁、参照）。

政権は、労働党が1928年に少数内閣を形成、35-40年単独、40-63年連立政権、その後保守

連立政権となった（武田・前掲書197頁）。議会は伝統的に小党分立的で、同時に政党が社会主義的と非社会主義的とに大別でき2大政党政治的とも見られ、近年では概ね総選挙毎に保守と革新で政権交替が行なわれている。現在は、93年9月の総選挙の結果、女性のグロ・ハルレム・ブルトラン首相が率いる労働党の単独政権となっている（前掲『世界各国要覧』140頁）。

[福祉・教育] Nでは他の北欧諸国と同様又はそれ以上に環境や福祉への施策が先進的に進められている。例えば、①「男女平等法」（79年施行）の規定の追加・修正によって「公的に任命される理事会、審議会、委員会等の構成は男女一方の性が少なくとも40%以上でなければならない」とする制度が88年から実施されている。②42週間の休暇の場合は100%、52週の場合は80%の育児有給休暇が父母に保障されており、うち母親は出産の直前に3週間、産後6週間とらねばならないが、93年からは父親も4週間以上とらなければならないとされている（上野勝代『子ども、お年より、女性が輝く国ノルウェー』95年・かもがわ出版・165-166頁）。③81年、世界に先駆けて「子どもオンブッド」制度を実施した（同国大使館、英文「子どものための委員に関する1981年5月6日の法律第5号」等の諸資料）。同国の学校教育については、『国際理解教育と教育実践』（エムティ出版、1994年）第4巻第10章「ノルウェー」（中嶋博執筆）及び中田慶子『私の出会ったノルウェー』（ドメス出版、92年）等があるが、前者に和文文献の紹介はなく本格的な紹介・研究はこれからと思われる。

2) この節は、特記しない限り、本文末記載出典の①、②による。

3) 英文では直訳と思われる“Ministry of Education, Research and Church Affairs” “The Royal Ministry of Education, Research and Church Affairs” “The Royal Ministry of Church, Education and Research” など

ノルウェーの学校教育

が用いられている。日本語直訳は「(王立)教育研究教会省」などであろうが、本稿では「文部省」とする。

- 4) サーマは、現在ノルウェー、スウェーデン、フィンランド三国の北端からロシアの西北端にかけて住みトナカイ放牧を中心に狩猟、漁労などで生活してきた人々である。従前の「ラップ」という呼称は差別的だされている。人数は認定基準によって4万人とも10万人ともされる。サーマ語は18世紀まではサーマ人の居住地域ではほぼ公用語の地位にあったが、19世紀に言語的同化の圧力が高まり学校教育はサーマ語を排除、同語の習得や使用が社会的心理的に困難になる状況が生み出された。第二次大戦後、北欧サーマ会議及び同評議会においてサーマ語復権運動が始められ、ノルウェー政府は87年の通称「サーマ法」及び90年の立法措置を通じて同語の地域的な公用語化、同語教育及び同語による教育に道を開いた。続いてフィンランドも91年の通称「サーマ言語法」により同語の地域的公用語化を実現した。スウェーデンでは、93年にサーマ人の代議機関が設置された以外は、通常学校における同語の教育・同語による教育はノルウェー、

フィンランド両国に比して限定的であり地域的公用語化もまだ実現していない(吉村博明、大倉純一郎・前掲『北欧』82-83頁)。

なお、ノルウェーでは88年、同国に住む14歳以下のすべての外国人の子どもたちは週に最低4時間、それぞれの母国語で授業を受ける権利を保障されているという(中田慶子・前掲書78頁)。

- 5) 本文未出典③。A4判全文42頁カラー図版入りである。
- 6) ここで「教育制度を統括する諸法」として挙げられているのは、本稿(一)に記述の6法律のうち《大学法》以外の5法律である。*Core Curriculum*ではこれらの基本目的(principal aims)を定める諸条文を表紙裏面に示し、これら諸法律の目的の要素を次の6大項目に分類整理している。①道徳的視野(moral outlook) ②創造的能力③労働(work) ④一般教育⑤協同(cooperation) ⑥自然環境。
- 7) 本文末出典④ 8) 出典⑤ 9) 出典②p.8
10) 出典⑥
11) 出典⑦。A4判全文48頁のものである。
12) 出典⑧

—1996年10月21日—